2026年11月9日

福島、その先の環境へ。 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の進捗状況

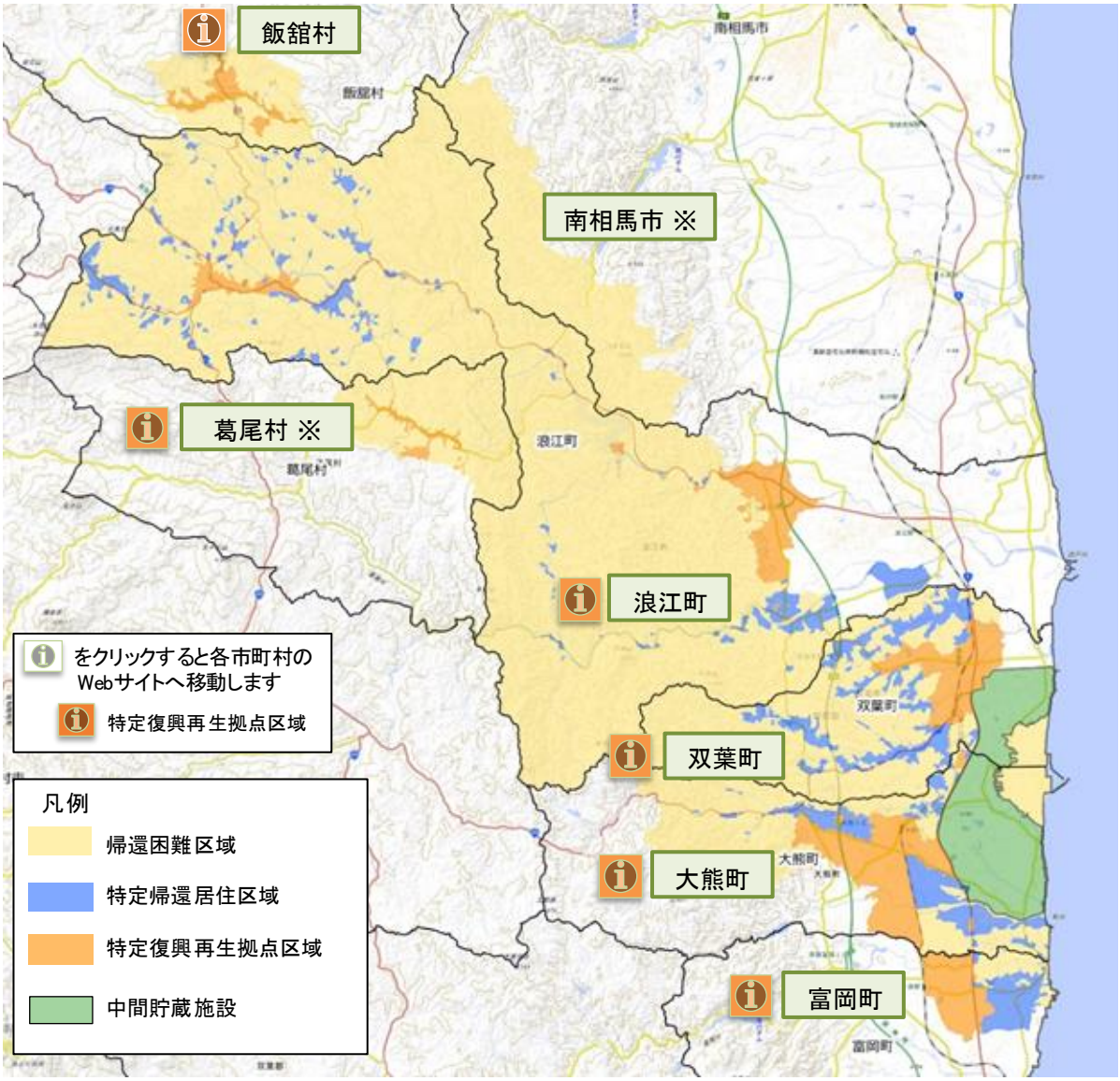
概要

特定復興再生拠点区域

2017年の福島復興再生特別措置法改正により、市町村長が、帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点（新しいまちづくり）となる「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度が創設されました。
計画が認定された６町村において除染や家屋解体とインフラ整備を集中的に進め、2023年11月までに全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

特定帰還居住区域

2023年の福島復興再生特別措置法改正により、市町村長が、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還と帰還後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。
計画が認定された６市町村において除染や家屋解体、インフラ整備を進めています。



※南相馬市、葛尾村の特定帰還居住区域復興再生計画に基づく区域図は個人宅の特定につながるため非公開。

除染工事の進捗状況

2026年9月末時点

特定復興再生拠点区域

除染工事は概ね完了しています。引き続き残る区域の除染に取り組んでいます。

町村名	認定日	着工日	避難指示解除日	除染対象面積（ha）	除染完了面積（ha）
双葉町	2017. 9.15	2017.12.25	2022.8.30	451	441
大熊町	2017.11.10	2018. 3. 9	2022.6.30	753	740
浪江町	2017.12.22	2018. 5.30	2023.3.31	493	489
富岡町	2018. 3. 9	2018. 7. 6	2023.4.1 （点・線拠点 2023.11.30）	319	312
飯舘村	2018. 4.20	2018. 9.28	2023.5.1	114	114
葛尾村	2018. 5.11	2018.11.20	2022.6.12	79	79
合　　計				2,208	2,174

※除染対象面積は、特定復興再生拠点区域のうち、仮置場、生活圏から20m以上離れた森林等を除く面積です。
※四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※数値は速報値のため、今後更新する場合があります。

特定帰還居住区域

除染工事の進捗状況は以下のとおりです。引き続き除染工事を進めていきます。

市町村名	認定日	着工日	計画期間	除染対象面積（ha）	除染完了面積（ha）
大熊町	2023. 9.29 2024.2.2（変更） 2026.3.24（変更）	2023.12.20	2029.12.31まで	471	236
双葉町	2023.9.29 2024.4.23（変更） 2026.2.13（変更）	2023.12.20	2029.12.31まで	531	94
浪江町	2024.1.16 2025.3.18（変更）	2024.6.20	2029.12.31まで	828	432
富岡町	2024.2.16 2026.2.13（変更）	2024.9.5	2029.12.31まで	155	94
南相馬市	2025.3.18	2026.4.6	2029.12.31まで	4	1
葛尾村	2025.7.29 2026.3.24（変更）	未定	2029.12.31まで	6	着工前
合　　計				1,996	856

※除染対象面積は、特定帰還居住区域のうち、仮置場、生活圏から20m以上離れた森林等を除く面積です。
※四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※数値は速報値のため、今後更新する場合があります。